

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し教育財産使用許可申請予定者を決定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年1月5日

北海道芦別高等学校長 小形 和律

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 目的 北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者の公募
- (2) 内容 売店及び自動販売機の設置及び運営
- (3) 使用許可期間（出店期間） 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
ただし、今回の公募により選定された出店予定者が令和9年度（2027年度）以降の教育財産使用許可申請を行い、許可の要件を満たしている場合は、令和10年(2028年)3月31日まで使用許可期間を更新することができる。
- (4) 設置場所 芦別市本町40番地13 北海道芦別高等学校 1階及び2階

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (8) 令和8年（2026年）1月1日現在、道内で小売業の経営を行っていること。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうか参加表明書を提出し審査を受けなければならない。
ア 受付期限 令和8年(2026年)1月15日午後1時まで
イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。持参する場合は、次の提出場所に持参すること。郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とする。
ウ 提出場所 〒075-0041 芦別市本町40番地13 北海道芦別高等学校
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 公募要領の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和8年(2026年)1月5日から令和8年(2026年)1月15日まで
- (2) 交付場所 3(1)ウと同じ
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織に申し込むこと
また、北海道芦別高等学校のホームページ（<https://www.ashibetu.hokkaido-c.ed.jp>）においてダウンロードすることができる。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和8年(2026年)1月16日から令和8年(2026年)1月20日まで
- (2) 提出方法 3(1)イと同じ
- (3) 提出場所 3(1)ウと同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「出店予定者」という。)を選定する。

8 教育財産使用許可申請

出店予定者は、別途財務会計法令の規定により教育財産使用許可申請を行うものとする。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道芦別高等学校
- (2) 所 在 地 〒075-0041 芦別市本町40番地13 北海道芦別高等学校
- (3) 電話番号 (0124) 22-2164

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び出店予定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による。

令和8年度

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募要領

目次

1 公募の名称	1
2 公募の基本的な考え方	1
3 公募業務の内容	1
4 出店の方法	1
(1) 出店場所	
(2) 出店期間	
(3) 使用許可期間	
(4) 使用料等	
5 企画提案公募手続き等に関する事項	2
(1) 使用する言語、通貨及び単位	
(2) 応募者の資格	
(3) 参加表明手続き	
(4) 参加資格の確認	
(5) 現地説明会の開催	
(6) 質問の受付	
(7) 企画提案書等の提出	
6 審査及び選定に関する事項	5
(1) 審査会の設置	
(2) 審査及び選定の方法	
7 その他の注意事項等	5
(1) 選定の対象からの除外	
(2) 費用の負担	
8 スケジュール	6
9 参考データ	6
10 担当部局・問い合わせ先	6
(1) 所在地	
(2) 名称	
(3) 連絡先	
11 添付書類	
・ 様式1 北海道芦別高等学校売店出店者公募参加表明書	
・ 様式2 北海道芦別高等学校売店出店者公募質問書	
・ 様式3 北海道芦別高等学校売店出店者公募企画提案書	
・ 様式4 企画提案辞退届	
・ 様式5 誓約書	
・ 様式6 社会保険等適用除外申出書	
12 資料	
・ 売店平面図	

令和 8 年度北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募要領

1 公募の名称

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募

2 公募の基本的な考え方

生徒及び職員の福利厚生施設として北海道芦別高等学校校舎棟 1 階に設置する「売店」及び「自動販売機 1 台」、産振棟 2 階に設置する「自動販売機 1 台」を運営することができる店舗経営に係る豊富な経験と実行力等を有する出店者を募集します。

出店予定者の選定にあたっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、もっとも優れた評価を得た応募者を、出店予定者として選定します。

3 公募業務の内容

別紙「令和 8 年度北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店仕様書」のとおり

4 出店の方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 205 条の 17 及び教育財産規則（昭和 47 年教育委員会規則第 11 号）第 10 条の規定に基づき、教育財産使用許可申請を行ない、使用許可を受け出店するものとします。

(1) 出店場所

- ア 名 称 北海道芦別高等学校
- イ 所 在 地 芦別市本町 40 番地 13
- ウ 竣工年月 昭和 25 年 4 月
- エ 出店場所 1 階及び 2 階（別添平面図参照）
- オ 占有面積 20.47 m²

(2) 出店期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（1 年間）

※店舗の設置、撤去等に要する期間は、上記出店期間に含まれます。

(3) 教育財産使用許可

ア 出店にあたっては、年度ごとに店場所に係る教育財産使用許可申請を行ない、教育財産使用許可を受けなければなりません。

イ 初年度の教育財産使用許可の期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとします。

ウ 初年度の使用許可申請は出店者として選定を受けた後速やかに、また使用許可の更新を受けようとするときは使用を許可された期間の満了の 2 か月前までに、書面により空知教育局に申請しなければなりません。

なお、使用者が営業及び許可の条件に違反及び道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とする場合は、更新しないことがあります。

(4) 使用料等

ア 教育財産使用許可を受けた際は、北海道行政財産使用料条例（昭和 39 年北海道条例第 29 号）規定に基づく教育財産使用料及び加算料金（以下「使用料等」という。）を支払うこととなります。

イ 教育財産使用料の額は、北海道行政財産使用料条例に基づき算定します。

ただし、施設利用対象者が限られる等の理由によりその営業環境を勘案する必要があるときは、北海道行政財産使用料条例第 7 条の規定により、同条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき算定した額の 2 分の 1 を限度に減額し、または、免除することがあります。

ウ 加算料金の額は、北海道財務規則運用方針で定める加算料金基準算式例によります。

- エ 使用料等は、原則として前納となっており、道の発する納入通知書によりして期日までに納入しなければなりません。ただし、希望により四半期ごとに分割して納入することも可能です。
- オ 道は、経済情勢の変動、道有財産関係法令の改廃その他の事情の変更により、特に必要があると認める場合には、使用料等を改定することがあります。この場合において、出店者は改定された使用料等を支払わなければなりません。
- カ 納入すべき使用料等に滞納がある場合は、教育財産使用期間中であっても許可を取消し、又は継続しない場合があります。
- キ 教育財産使用料及び加算料金については、下表のとおりです。

教育財産使用料		年額約 19 万円です。 当施設は施設利用対象者が限られていることから、営業環境を勘案し、「1/2 に減額」、「免除」とすることができます。 ※減額、免除を希望の場合、収支見込等を提出してください。
加 算 料 金	電気料	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担していただきます。（R6 年実績 9 万円）
	暖房料	年額約 1 万円です。
	建物維持管理費	年額約 5 千円です。 （内訳）警備費、消防設備保守点検料、水質検査料等、暖房設備保守委託料、電気設備保守委託料、昇降機保守点検料、害虫駆除料、貯水槽・排水設備清掃料
	上下水道料	徴収しません。
	清掃料	出店者が自ら行なうこととしますので、徴収しません。
	塵芥処理料・空ビン空缶ペットボトル回収処理業務手数料	売店で発生した廃棄物については出店者が自ら行なうこととしますので、徴収しません。

※この項（(4)使用料等）で記載している教育財産使用料・加算料金の額については、次の事項に留意してください。

- ・金額は、消費税及び地方消費税相当額込みの額です。
- ・令和 6 年度の算定額を参考値として示したものであり、令和 8 年度以降の各年度の算定額は、それぞれその前年度末に決定する予定です。
- ・使用を許可した日から翌年 3 月 31 日までの月割及び日割で算定した額になります。

5 企画提案公募手続等に関する事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

- ア 言語：日本語
- イ 通貨：日本国通貨
- ウ 単位：日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位

(2) 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人及び個人に限り応募できます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(7) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
 (ウ) 消費税及び地方消費税
 キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
 ク 北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。（法人の場合）
 ケ 令和 8 年 1 月 1 日現在で、道内で小売店の経営を行なっていること。
- (3) 参加表明手続き
 ア 参加表明書の内容
 出店者公募に対して応募しようとする者は、次の書類を提出してください。

提出書類	備考
北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募参加表明書（様式 1）	
法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	【法人】 法務局発行のもので発行後 3 か月以内のもの
住民票	【個人】 発行後 3 ヶ月以内のもの
道税に滞納がないことの証明書	【法人・個人】 発行後 3 か月以内のもの
本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（道税の納付義務がない場合。）	【法人】 発行後 3 か月以内のもの
消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書	【法人】 発行後 3 か月以内のもの
北海道内に本店、支店又は営業所を有していることを証する書類	【法人】 公にされている会社概要パンフレット等で令和 8 年 1 月 1 日現在のもの
暴力団関係事業者等に該当しない者であることの書類	【法人・個人】 誓約書（様式 5）
法定保険に関する書類	【法人】 加入状況が確認できる書面の写し 納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など ※届出義務がないものについては、様式 6 を提出してください。
損益計算書・貸借対照表 ※作成していない場合は、営業収支がわかる資料（例：確定申告書の資料等）	【法人・個人】 過去 3 カ年分
その他学校長が必要と認める書類	応募内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。

※提出を受けた書類は返却しません。

- イ 提出部数
1 部
 ウ 受付期間
令和 8 年（2026 年）1 月 5 日（月）～同年 1 月 15 日（木）
 エ 受付時間
土・日・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時まで
 オ 提出方法
書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。

カ 受付場所

「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

キ 記載事項の変更等

応募者は、提出した書類について書き換え、引き替え及び撤回はできません。ただし、応募資格を失ったとき、その他関係書類の記載事実（事務所の住所等）に変更があったときは、速やかに書面で届け出てください。

(4) 参加資格の確認

ア 確認の方法

道は、応募者が提出した参加表明書について、応募者が5(2)の各号に規定する応募資格を満たしているかの書面審査を行ないます。

イ 結果の通知

応募資格に係る書面審査の結果は、応募者全員に文書で通知するものとします。

なお、審査結果に係る問い合わせや他の者に係る応募状況についての問い合わせには応じません。

(5) 現地説明会の開催

ア 開催日時

随時

イ 参加申込

「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

(6) 質問の受付

企画提案書の提出等に関する質問がある場合は、「北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募質問書」（様式2）により提出してください。

ア 受付期間

令和8年（2026年）1月16日（金）～同年1月20日（火）午後4時まで

イ 受付場所

「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

電子メール、持参又は郵送で提出してください。

エ 回答方法

質問に対する回答は、応募資格を得た応募者全員に電子メールで回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答します。

オ 回答日

随時

カ その他

応募資格を得た応募者以外からの質問及び受付期間終了後の質問は受け付けません。

(7) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、提案は1者1提案に限ります。

(ア) 提出書類：北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募企画提案書（様式3）

(イ) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(ウ) 提出先：「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

(エ) 受付期間：令和8年（2026年）1月16日（金）～同年1月20日（火）まで

(オ) 受付時間：土・日・祝日を除く毎日 午前9時から午後4時まで

(カ) 提出部数：上記アの企画提案書を2部、ただし、1部は応募者名及び応募者の名称等が推測される箇所を白抜きした完全な複写としてください。

(キ) その他：企画提案書の再提出は、受付期間に限り行うことができます。

なお、提案書の部分的な差換えは認めません。

イ 提案の辞退

企画提案書を提出した後、学校が出店予定者を決定し公表するまでの間に応募を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式４）を提出してください。

なお、企画提案辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

また、受付期間内に企画提案書の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査会の設置

学校は、「北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、応募者の企画提案書を審査し、その結果、最も評価が高いと認められる者を出店予定者として選定します。

なお、公募開始から学校が出店予定者を選定し公表するまでの間に、応募者が審査会の委員に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じます。

審査会の構成		
1	委員長	北海道芦別高等学校長
2	委員	北海道芦別高等学校 教頭
3	委員	北海道芦別高等学校 事務長
4	委員	北海道芦別高等学校 総務部長

※ 審査会の委員は、やむを得ない事情により、変更することがあります。

(2) 審査及び選定の方法

ア 企画提案の審査

企画提案書の審査及び出店予定者の選定の方法の詳細については、「北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募に係る企画提案書の審査基準」のとおりとします。

イ 審査会（プレゼンテーション）の実施時期及び審査結果の通知

(ア) 各応募者がプレゼンテーションを行なう審査会は、令和８年（2026年）１月下旬に実施する予定です。

(イ) 上記審査会の実施の詳細については、各応募者に別途通知します。

(ウ) 学校は、審査会における審査の結果を、応募者ごとに当該応募者が選定されたか否かについて文書で通知します。

なお、他の者に係る審査の結果や自らまたは他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じません。

(エ) 出店予定者の公表

出店予定者の公表は、上記イ(ウ)の審査結果の通知後、学校のホームページで行います。

北海道芦別高等学校ホームページアドレス

<https://www.ashibetu.hokkaido-c.ed.jp>

7 その他の注意事項等

(1) 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、もしくは出店予定者としての選定を取り消すことがあります。

ア 審査会の委員または選定業務に従事する職員に対し、本件提案について不正に接触する行為
その他公正な選定手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 提案書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ ５(２)に掲げる応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

カ 応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として業務を行なうことについてふさわしくないとした場合

(2) 費用の負担

応募、提案等の手続きに関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。

8 スケジュール

公募の公告（要領配付）	令和8年1月5日(月)～同年1月15日(木)
参加表明書受付	令和8年1月5日(月)～同年1月15日(木)
現地説明会	随時
質疑書の受付	令和8年1月16日(金)～同年1月20日(火)
質疑書に対する回答	随時
企画提案書の受付	令和8年1月16日(金)～同年1月20日(火)
出店予定者の決定	令和8年1月下旬
教育財産使用許可申請	令和8年1月
開業	令和8年4月

9 参考データ

北海道芦別高等学校生徒及び職員数

区分		人数
生徒	1年	22名
	2年	23名
	3年	48名
職員		20名

10 担当部局・問い合わせ先

- (1) 名 称 北海道芦別高等学校
- (2) 所 在 地 〒075-0041 芦別市本町 40 番地 13 北海道芦別高等学校
- (3) 電話番号 (0124) 22-2164 FAX (0124) 22-2164
- (4) 電子メールアドレス ashiko-jimu@hokakido-c.ed.jp

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募参加表明書

令和 年 月 日

北海道芦別高等学校長 様

表明者名

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募に参加したいので、指定の書類を添えて提出します。

なお、次の参加資格を満たすこと及び添付する関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 3 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 4 暴力団等関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 5 暴力団関係事業者等でないこと。
- 6 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- 7 道内に本店、支店又は営業所を有していること。
- 8 令和8年1月1日現在で、道内で小売業の経営を行っていること。

(別紙)

添 付 書 類 一 覧

参加表明書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

添 付 書 類	備 考	提出
法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	【法人】法務局発行のもので発行後3か月以内のもの	
住民票	【個人】発行後3ヶ月以内のもの	
道税に滞納がないことの証明書	【法人・個人】発行後3か月以内のもの	
本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（道税の納付義務がない場合。）	【法人】発行後3か月以内のもの	
消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書	【法人】発行後3か月以内のもの	
道内に本店、支店又は営業所を有していることを証する書類	【法人】公にされている会社概要パンフレット等で令和8年1月1日現在のもの	
暴力団関係事業者等に該当しない者であることの書類	誓約書（様式5）	
法定保険に関する書類	・加入状況が確認できる書面の写し （納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など） ・届出義務がないものについては、様式6を提出してください。	
損益計算書・貸借対照表 （作成していない場合は、営業収支がわかる資料（例：確定申告書の資料等）	【法人・個人】過去3カ年分	
その他学校長が必要と認める書類	応募内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。	

※提出を受けた書類は返却しません。

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募質問書

令和 年 月 日

北海道芦別高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

(連絡先)
部 署 ・ 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

公募要領の内容について質問がありますので提出します。

項 目	
質問要旨	

(注) 「項目」欄には、公募要領項目名等を記載してください。
「質問要旨」欄には、できるだけわかりやすく趣旨を記載してください。

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募企画提案書

令和 年 月 日

北海道芦別高等学校長 様

応募者名

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(連絡先)

部 署 ・ 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募に係る企画提案について、関係する公募要領及び北海道の関係規定等の内容を理解の上、関係書類を添えて応募します。

なお、企画提案書及び添付する関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 企画提案書

企画提案書は、別紙 1 によるものとする。

2 使用料の減免に関する希望

有 ・ 無

※有りの場合、企画提案書 I ③「収支計画」において、使用料を減免しないと、経営が困難となることを説明してください。

【別紙１】

企画提案書

I 安定した経営の確保

① 応募者の実績

- ・ 施設内売店の類似施設における応募者の実績を簡潔に記載してください。
【別紙２】を記載し、添付してください。

② 人的能力

ア 責任体制（緊急時の連絡体制、責任者の配置計画、労務管理等）

- ・ 通常時及び緊急時の連絡体制を記載してください。
- ・ 従業員労務管理（労災等）の対応について記載してください。

イ 従業員体制（雇用計画や売店の配置計画）

- ・ 従業員の雇用計画を記載してください。
- ・ 売店従業員の人数・配置計画等を記載してください。

ウ 必要となる免許取得と有資格者の配置計画

- ・ 必要となる免許取得（営業許可の種類等）を記載してください。
- ・ 有資格者が必要となる場合は、資格者の人数・配置計画等を記載してください。

③ 収支計画

- ・ 使用許可期間（１年間）の収支計画を別紙で作成してください。
- ・ 収支計画は、売上、原価、人件費及び光熱水費等の主要な科目ごとの内容とし、設備など投資計画がある場合は、分かるようにしてください。
- ・ 経営情報を守秘する必要がある場合は、適宜、科目等を調整してください。
使用料減免を希望する場合は、使用料を徴収されると収益が少額（赤字）になることを収支計画で説明してください。

Ⅱ 安全で良質なサービスの提供

① 売店経営に関する基本的な方針

- ・ 売店を運営するに当たっての基本的な方針を広く簡潔に記載してください。
(サービス提供の内容、業務の効率化、安全・衛生管理その他について)

② 売店利用者に対する適正なサービスの提供

- ・ 計画している内容について記載してください。

売店運營業務

- ・ 営業計画、営業時間、主な販売品目と価格、販売方法などについて記載してください。
(様式が足りない場合は、別紙にまとめてください)

※ 提出部数は〇部とし、そのうち〇部は応募者名称等を一切記載しないでください。

【別紙2】

応募者の概要及び過去3年間の主な施設内売店経営実績等

会 社 名 代表者名		
所 在 地	本 社	
	道内支社等 (道内に本社がある者は除く)	
設立年月日	年 月 日 (道内営業所等の設立年月日 年 月 日)	
資 本 金		
直 近 の 年間売上高		
従 業 員 数	人 (道内営業所等の社員数 人)	
業 務 内 容		
免 許 ・ 資 格 等 ※		
道内における売店 (店舗)の 経営実績	設 置 先	主な設置箇所(設置年)
	学 校	
	その他施設内 (官公庁、病院など)	
	店 舗 そ の 他	

※本公募等に関連する既に取得している免許や資格、取得する予定の免許等を記載してください。

企画提案辞退届

令和 年 月 日

北海道芦別高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

(連絡先)
部 署 ・ 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

先に応募しました北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者の公募に係る企画提案について、応募を取り下げいたします。

誓 約 書

北海道芦別高等学校長 様

私は、北海道が実施する公募の参加表明に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

年 月 日

所 在 地 〒

商号又は名称

代 表 者

社会保険等適用除外申出書

北海道芦別高等学校長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

また、申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 ☐健康保険 ☐厚生年金保険

1. 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

注 1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。

2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。

(例) ○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のための法人であるため。
2. その他

注 1 該当する番号を○で囲むこと。

2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。

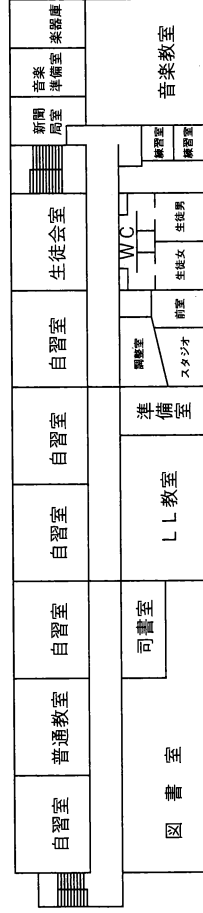
(例) ○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

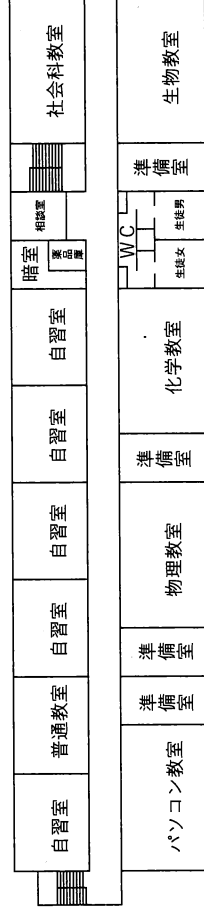
所 在 地
商号又は名称
代 表 者

売店出店箇所 ● 自動販売機設置箇所

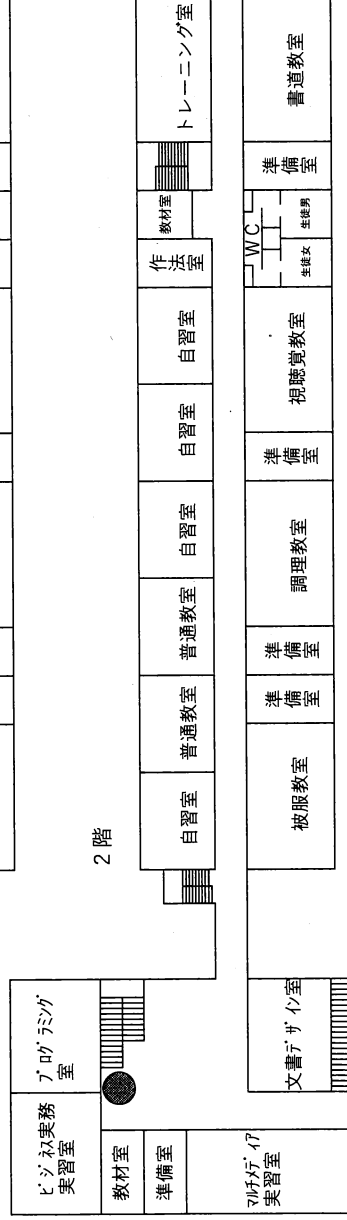
4階



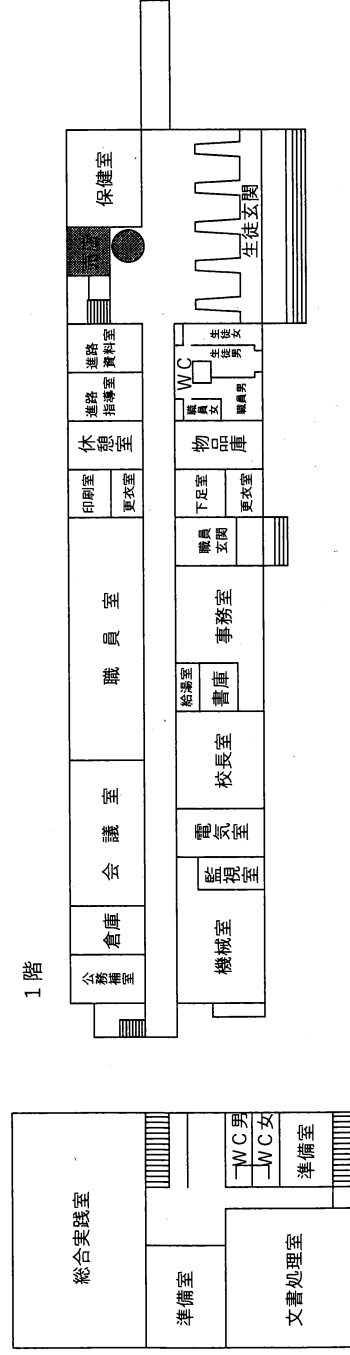
3階



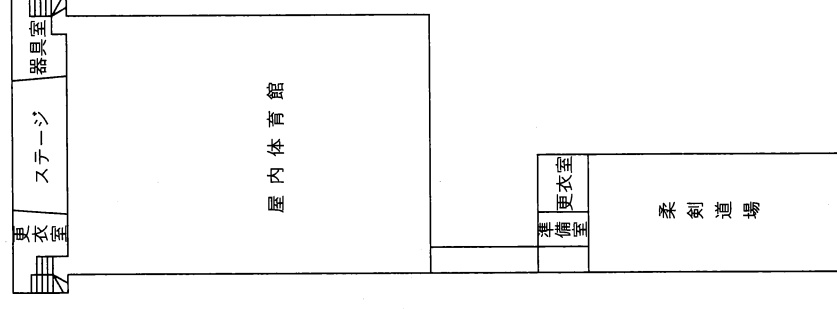
2 階



1階



体育館(2階)



令和 8 年度北海道芦別高等学校売店出店仕様書

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機の運営業務の実施に当たり、次のとおり条件等を定める。

1 用途の指定

(1) 指定する用途

生徒及び職員の福利厚生施設として売店及び自動販売機の設置及び運営（物販）

(2) 指定用途以外の使用

出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を 1 (1) に指定する用途以外に供してはなりません。

2 出店場所等

(1) 施設概要

施設名	売店・自動販売機
建物名	北海道芦別高等学校
所在地	芦別市本町 40 番地 13
竣工年月	昭和 25 年 4 月
出店場所・面積	20.47 m ²

(2) 出店期間

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日まで (1 年間)

※店舗の設置、撤去等に要する期間は、上記出店期間に含まれます。

(3) 教育財産使用許可

出店者は、毎年度、出店場所に係る教育財産使用許可申請を行ない、許可を受けなければなりません。

なお、出店者が 2 (4) の規定に該当した場合及び道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とする場合は、更新しないことがあります。

(4) 使用許可の取消しまたは変更

次の各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取消し、又は変更することができます。

ア 出店者が道の許可の条件に違反したとき

イ 出店者が 3 の「営業条件」に違反したとき

ウ 出店者が公募要領の 5 (2) 「応募者の資格」のいずれかを満たさなくなったとき

エ 道において公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき

(5) 譲渡又は転貸の禁止

出店者は、使用許可物件を他の者に転貸し、若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。

3 営業条件

(1) 基本事項

ア 営業日 生徒登校日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業日を除く日）月曜日及

び木曜日 70 日

イ 営業時間 12 時 40 分から 13 時 25 分まで(ただし、自動販売機は常時稼働するものとする。)

(2) 販売品目

ア 販売する食品目はパン、おにぎり、弁当等の教室への持ち込みが可能なもの

イ 販売する飲料は飲料水、お茶等のソフトドリンクとすること

ウ その他販売する品目については事前に提示のうえ、許可を受けること

(3) 販売価格

ア 高校生が購入するに当たり適正な価格設定に努めること

イ 販売する品目については、事前に定価及び販売予定価格を提示し許可を受けること。

(4) 使用上の制限

ア 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ 出店者は、使用許可物件について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、必ず事前に書面により承認を受けなければなりません。

ウ 上記ア及びイの規定による維持保存のため通常必要とする修繕費、模様替えその他の経費は、すべて出店者の負担とします。

(5) 防災

ガス及び裸火は使用できません。

(6) 廃棄物処理

売店内で発生した廃棄物等については出店者自らが処理することとします。廃棄処理等に係る費用は出店者の負担となります。

(7) 売店内の清掃

出店者は、使用許可を受けて使用する区域に係る清掃を自ら行うこととします。

(8) 電気容量

次の分電盤から供給が可能です。

既設分電盤(建物従物売店専用)

(自動販売機については、子メーターを事業主で設置してください。)

(9) 建物の暖房稼働時期及び時間

ア 時 期 10 月下旬から 4 月下旬まで

イ 標準稼働時間 12 時 00 分から 14 時 00 分まで(時期により前後します)

(平日の上記時間外、土日祝及び年末年始は稼働停止します。)

(10) その他

売店の設置・運営にあたっては、関係法令及び道の関係規定等に定める事項を遵守しなければなりません。

4 原状回復

(1) 使用許可が取り消されたとき又は出店期間が満了したときは、出店者は、自己の負

担で、道の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、道が承認した場合はこの限りではありません。

- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときには、道は、出店者の負担においてこれを行うことができます。

5 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷により損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、この限りではありません。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、道が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、出店場所の使用にあたり、道又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

6 許可取り消しによる損失

- (1) 2(4)の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店者に損失が生じた場合でも、道はその損失を補償しません。

また、出店者は道に一切の補償の請求を行わないこととします。

- (2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

7 実地調査

道は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することがあります。

8 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態において維持し、保存しなければなりません。
- (2) 使用許可条件については、本公募要領に定めるもののほか、道の関係条例又は規則等に定めるところによります。
- (3) 出店者は、自らの都合により、出店期間の満了日より前に売店業務を終了しようとする場合は、当該終了予定日の6か月前までに北海道に対し文書によりその旨を通告しなければなりません。

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募に係る 企画提案書の審査基準

北海道芦別高等学校売店及び自動販売機出店者公募審査会で行なう売店出店者公募に係る企画提案書の審査は、本審査基準に則って行ないます。

1 審査等の内容

審査会は、応募者の企画提案書を基に、下表に掲げる各審査項目について審査を行ないます。

(1) 審査の基準

企画提案書の審査は総合点数方式により採点するものとし、審査の観点及び配点のウエイトは、2の「審査項目及び配点ウエイト」のとおりとします。

提案内容に虚偽や重大な欠落等があることが確認された場合は失格とします。

(2) 出店予定者の選定

ア 委員は、各応募者が行なった企画提案の内容を上表の審査項目ごとに採点し、その合計得点により各応募者の順位付けを行い、次の順位点を付与します。

順位点

順位	1 位	2 位	3 位	4 位以下
順位点	20 点	15 点	10 点	0 点

イ 審査会は、各委員の行なった採点結果をとりまとめ、各委員が付与した順位点の合計点数が最も高い応募者を、出店予定者として選定します。

ウ イによって出店予定者を選定できない場合は、審査会において妥当性を検討し、総合的な観点で判断し、出店予定者を選定します。

エ 審査会は、応募者による売店の運営が困難と判断した場合は、出店予定者を選定しない場合があります。

2 審査項目及び配点ウエイト

審査の観点	審査項目	配点
Ⅰ 安定した経営の確保	①応募者の実績 ・運営実績	10
	②人的能力 ・責任体制（緊急時の連絡体制、責任者の配置計画、労務管理等） ・従業員体制(雇用計画や売店の配置計画) ・必要となる免許取得と有資格者の配置計画	10
	③収支計画	20
Ⅱ 安全で良質なサービスの提供	①売店経営に関する基本的な方針 ・サービス提供の内容、業務の効率化、安全・衛生管理など	10
	②売店利用者に対する適正なサービスの提供 ・営業計画、営業時間、主な販売品目と価格、販売方法など	60
合計		100

3 その他

審査会は、応募者が1者の場合においても、審査を実施します